

第二種指定電気通信設備接続会計規則(案)の概要

I 制定の背景

平成21年10月16日付情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」において、第二種指定電気通信設備（以下「二種指定設備」という。）を設置する事業者（以下「二種指定事業者」という。株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社が該当。）に関し、「接続料算定の透明性向上を図り、もって接続事業者の検証可能性を高める観点から、電気通信事業会計をベースとして、二種指定事業者に対する新たな会計制度を導入することが適当」とされた。

これを受け、平成22年11月26日、第176回国会において、二種指定事業者に係る規制を定めた電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第34条の一部改正を含む放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）が成立した。当該改正によって、二種指定事業者は、総務省令で定めるところにより二種指定設備との接続に関する会計を整理し、接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表することとされた。

本件は、これらを踏まえ、二種指定事業者について、二種指定設備との接続に関する会計の整理の方法等を定める省令を制定するものである。

II 省令案の概要

1. 目的

二種指定設備との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況を明らかにし、もって二種指定事業者が、二種指定設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額の適正な算定に資することを目的とする。（第1条関係）

2. 会計の整理の方法

- (1) 本省令において使用する用語は、事業法及び電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号。以下「事業会計規則」という。）の例による。（第2条関係）
- (2) 二種指定事業者は、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、本省令の規定によらないことができる。（第3条関係）

- (3) 本省令に定めのない事項については、事業会計規則その他一般に公正妥当と認められる会計の原則に従わなければならない。(第3条関係)
- (4) 勘定科目の分類については、事業会計規則の規定を準用する。(第4条関係)
- (5) 二種指定事業者は、次の書類を作成しなければならない。(第4条及び第5条関係)
 - ① 貸借対照表 (事業会計規則を準用)
 - ② 損益計算書 (同上)
 - ③ 個別注記表 (別表第一)
 - ④ 移動電気通信役務収支表 (別表第二)
 - ⑤ 接続会計報告書 (別表第三。内容として①～④を含む。)
 - ⑥ 配賦整理書
- (6) 金額は、千円単位又は百万円単位をもって表示することができる。(第6条関係)
- (7) 資産、負債、純資産、費用及び収益の整理の方法については、事業会計規則の規定を準用する。(第7条及び第8条関係)

接続会計財務諸表

3. 総務大臣への提出・公表

- (1) 二種指定事業者は、毎事業年度経過後三月以内に、上記2(5)⑤接続会計報告書及び⑥配賦整理書(以下「接続会計報告書等」という。)を総務大臣に提出しなければならない。(第9条関係)
- (2) 二種指定事業者は、接続会計報告書等の写しを営業所等に備え置き、総務大臣に提出した日から5年間、公衆の縦覧に供するとともに、適切な方法により公表しなければならない。(第10条関係)

4. その他

- (1) 二種指定事業者は、接続会計財務諸表が適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人による証明を得なければならない。(第11条関係)
- (2) 二種指定事業者は、会計記録を毎事業年度経過後5年間保存しなければならない。(第12条関係)

III 施行日

放送法等の一部を改正する法律による事業法第34条等の改正規定の施行の日から施行し、平成22年度(2010年度)会計から適用する。